

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧期間

平成二十八年八月十五日から

平成二十八年九月十二日まで

### 二 縦覧場所

鴻巣市役所

鴻巣市役所吹上支所

鴻巣市役所川里支所

行田市役所

行田市役所南河原支所